

情 報

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 2
一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について	・・・ 4

令和8年2月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局
自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	ジャパンシーサイドトラベル株式会社（法人番号：6040001133178） 代表者 張 亮
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 千葉県成田市三里塚光ケ丘1番地447 岡本ビル101 (本社営業所) 千葉県成田市三里塚光ケ丘1番地447 岡本ビル101
(4) 行政処分等の内容	文 書 警 告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年7月10日、令和7年7月30日及び令和7年8月8日、定期的な監査を実施。2件の違反が認められた。(1)勤務時間等基準告示の遵守違反(旅客自動車運送事業運輸規則(以下「運輸規則」)第21条第1項)、(2)業務の記録の記録事項の不備(運輸規則第25条第2項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 0点 当該事業者の累積点数 0点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2.(4)但し書き参照)

令和8年2月3日

一般貸切旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

群馬運輸支局
自動車運送事業監査室

(1) 行政処分等の年月日	令和8年2月3日
(2) 事業者の氏名又は名称	株式会社ティ・エイチ・エス (法人番号：4060001017991) 代表者 佐山 和章
(3) 事業者及び当該行政処分等に係る営業所の所在地	(事業者) 栃木県栃木市藤岡町藤岡2645 (群馬営業所) 群馬県邑楽郡板倉町大字海老瀬7446
(4) 行政処分等の内容	処分日車数10日車のため、一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準3. (6)により文書警告
(5) 主な違反の条項	旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項
(6) 違反行為の概要	令和7年5月27日、定期的な監査を実施。1件の違反が認められた。(1)運行管理者に対する講習受講義務違反(旅客自動車運送事業運輸規則第48条の4第1項)
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 1点 当該事業者の累積点数 1点

注 違反点数については過去3年間の処分を累計していますが、一定の要件を満たすことにより点数が消滅することがあります。(一般貸切旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について2. (4) 但し書き参照)

一般貨物自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の状況について

関東運輸局自動車運送事業安全監理室

(1) 行政処分の年月日	令和8年2月6日
(2) 事業者の氏名又は名称及び主たる事務所の位置	有限会社 エイワンエクスプレス（代表者：金井 悠太郎） 東京都足立区西新井本町1-27-2
(3) 当該行政処分等に係る営業所の名称及び位置	足立営業所 東京都足立区舎人6-2-2-403
(4) 行政処分等の内容	事業の全部停止処分60日間及び輸送施設の使用停止処分145日車
(5) 主な違反事項	運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項）
(6) 違反行為の概要	法令違反の疑いがある旨の情報をきっかけとして、令和6年7月23日、同年8月26日及び同年9月27日に監査を実施。14件の違反が認められた。 (1) 疾病のおそれのある業務（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第6項） (2) 点呼の実施義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条） (3) アルコール検知器備え義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第4項） (4) 業務記録の記載事項違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第8条第1項） (5) 運行記録計による記録義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条） (6) 運転者に対する指導監督違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項） (7) 定期点検整備の実施違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3） (8) 整備管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条の3、道路運送車両法第50条第1項） (9) 運行管理者の選任義務違反（貨物自動車運送事業輸送安全規則第18条第1項） (10) 事業計画の変更認可違反（貨物自動車運送事業法第9条第1項） (11) 事業計画事後届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (12) 事業計画事後届出違反（貨物自動車運送事業法第9条第3項） (13) 事業の適確な遂行に係る遵守事項のうち損害賠償の支払い能力確保義務違反（貨物自動車運送事業法第24条の4、貨物自動車運送事業法施行規則第14条） (14) 報告義務違反（貨物自動車運送事業法第60条第1項）
(7) 違反点数付与状況	当該行政処分により当該営業所に付された違反点数 75点 当該事業者の累積点数（関東運輸局管内） 75点